

監査の概要

送付日	令和7年2月19日	整理番号	0615-0624
1 監査種別	定期監査（令和6年度）		
2 監査の対象期間	令和6年 4月 1日～令和6年 9月 30日		
3 監査の実施期間	令和6年10月22日～令和7年 2月 4日		
4 監査結果報告日	令和7年 2月19日		
5 改善通知受理日	令和7年 8月29日		
6 監査対象団体・部局	市民環境部（一部）		

監査結果に伴う改善要望事項と改善措置状況**1 アステ市民プラザの業務の見直しについて [所管：アステ市民プラザ]****A 改善要望事項**

アステ市民プラザは、午前9時から午後10時まで開館し（12月29日から1月3日を除く。）、50分を1区分として貸室を行うほか、午前9時から午後9時までは、貸室申込みのほか、証明書発行や、市・県民税、市上下水道料金等の公金の収納を行っている。

当プラザの貸室には、食事や飲酒が可能なアステホールをはじめ、ダンス等の多様な利用が可能なマルチスペース、会議等に利用可能なルームや子育て支援ルーム、作品の展示が可能なギャラリーなどがある。また、一部の空き室やギャラリーを40歳未満の市民を対象に、自主学習を支援する自習室として開放している。

当プラザの利用率を上げる取組として他施設の開館時間が短縮したことに伴う夜間グループの受入れを行っているが、午後8時以降の夜間の利用は低調である。また、証明書発行枚数は令和4年度は6,704枚、5年度は5,336枚、6年度（4月1日から9月30日まで）は2,670枚であり、証明書発行枚数は減少傾向にある。

当プラザの貸室業務については、利用時間帯、貸室別に利用率を分析し、市民の利便性を勘案しつつも、貸室の効果的、効率的な運用を検討されたい。また、窓口業務については、貸室業務の運用を考慮した上で業務の見直しを行い、変則勤務を行う職員の負担軽減を図られたい。

B 改善措置状況（報告者記入欄）

令和7年6月定例市議会において関係条例の改正を行い、本年12月末でアステ市民プラザにおける証明書発行業務が終了するため、8年度以降の開館時間帯の検討のほか、貸室の効果的な運用や職員の勤務体制などを見直します。

詳細については現在検討中であり、具体的な見直しの状況や見直し後の効果については、あらためてご報告いたします。

2 加茂井堰（ファブリダム）の今後の対応について [所管：産業振興課]**A 改善要望事項**

加茂井堰（以下「井堰」という。）は農業用かんがい井堰で、洪水時に猪名川の水位が一定値を超えた場合に、自動制御でゴム製井堰が倒伏し、下流に放流する構造となっている。井堰を活用し、当市では農業用水の確保を、池田市では水道水の確保を行っている。

井堰の保守点検等の運用経費については、「加茂井堰の運用経費に係る負担金に関する協定書」（令和2年4月1日締結）に基づき、負担割合を当市が7か月/12か月、池田市が5か月/12か月としている。

令和13年度に井堰本体の耐用年数30年が経過するため、今後、井堰の更新等についての検討が必要である。受益者である農業従事者が減少する一方、井堰の更新には多額の費用や長期に渡る工事を要するため、国や県の補助金活用のほか、更新の是非や別水源の確保など、様々な角度からの検討を加える必要がある。

こうした検討には、池田市をはじめとする関係機関との連携が不可欠である。関係機関との協力体制を築き、検討課題を洗い出し、精査するなど活発な意見交換を行うため、早期に計画的に協議を行うよう取り組まれたい。

B 改善措置状況（報告者記入欄）

現在も国、県、池田市、加茂井組水利組合と定期的に協議を行っており、今後も、加茂井堰の維持管理に係る費用負担のあり方や更新時期などについて、引き続き協議します。

3 遊休農地の解消に向けた農業委員会との連携について [所管：産業振興課]**A 改善要望事項**

都市化の進展による耕作面積の減少、農業従事者の高齢化等による収益性の低下により、営農意欲が薄らぎ、担い手不足のため遊休農地（＊）が増加している。

課では農業委員会と連携し、令和3年度に農地バンクを創設し、農地の売買・貸借につなげるほか、川西市民ファーマー制度実施要領を改正し、市民ファーマーの登録要件を緩和することにより、就農を目指している人が円滑に農業へ参入できるよう取り組んでいる。また、新規就農希望者を対象に圃場での実習等を行う農業担い手づくり事業を実施している。

農業委員会においても、遊休農地の解消のため、農地パトロールや農地利用希望者とのマッチングなどを行っていることから、農業委員会と連携し、遊休農地の解消に向けて取り組まれたい。

（＊）遊休農地

- ・1年以上耕作されておらず、かつ、今後も耕作される見込みがない。
- ・周辺地域の農地と比較して、利用の程度が著しく劣っている。

（農林水産省ホームページより抜粋）

B 改善措置状況（報告者記入欄）

現在、農地バンクや市民ファーマー制度、農業の担い手づくり事業などの取り組みを通じて、新たな担い手の育成や農地の保全に努めています。引き続き、農業委員会と連携し遊休農地の解消に取り組みます。

《様式2-1》

定期監査（市民環境部）に伴う改善要望事項

4 物品の管理について [所管：産業振興課]

A 改善要望事項

課では特定外来生物等を捕獲する目的で獣友会会員に捕獲装置を貸し出している。課に対し、捕獲装置の貸出状況等の把握について確認したところ、各会員にどの捕獲装置を何台貸し出しているかなど、貸出状況が把握できていなかった。また、川西市財務規則（平成5年規則第11号。以下「財務規則」という。）第123条の規定に基づき、会計管理者が毎年度、市備品台帳と現物の照合状況を照会しているが、課では適切な照合を行わず「報告漏れ・訂正等はありません」と回答していた。

課では、捕獲装置の所在等を把握するため、現在各会員に照会を行っており、令和7年3月から4月頃に所在等について把握を完了し、その後、管理台帳の整備を予定しているが、管理台帳の整備は期限を定め、早急に取り組まれたい。

また、管理台帳は、市備品台帳の備品番号、物品名称及び形式型番と整合がとれるように整備するとともに、捕獲装置を貸し出すときは、財務規則第117条の規定に基づき、借用証を徴するか、若しくは貸与簿に借受人から借用した旨の署名をさせるなど、物品の適切な管理に取り組まれたい。

B 改善措置状況（報告者記入欄）

獣友会に貸し出している捕獲装置について、改めて備品番号と現物を照合し管理台帳を作成しました。今後は、捕獲装置を貸し出す際に借用証の提出を求めるなど、物品の適切な管理に向けて取り組みます。

なお、全て現物と照合できたため、滅失処理は行っていません。

5 一者単独随意契約について [所管：産業振興課]**A 改善要望事項**

本来、地方自治法（昭和22年法律第67号）においては、機会均等の理念や手続の公正性の確保、価格面など経済性の観点から一般競争入札による契約を原則とするが、商工振興事業、中心市街地活性化推進事業及び労働者支援事業に関する委託業務について、継続的に一者単独随意契約を行っているものが6事業あった。

一者単独随意契約を採用する理由について、課では、業務自体の特殊性から継続的に実施することで効果をより発揮できること、及び、事業者・商業施設・起業家等との信頼関係の構築や複雑な連携・調整が可能であることとしている。

しかしながら、事業によっては近隣自治体においても同様の事業が確認されており、事業自体の特殊性があるとは言えないものや、事業実績が目標値を下回っており効果を発揮しているとは言えないものも見受けられる。

委託業務の特殊性、継続性による効果等を勘案しつつ、継続的かつ安定的に業務の実施を担保することができるよう、一者単独随意契約の有効性を継続的に様々な指標等を用い多角的に評価を行われたい。

また、その結果、一者単独随意契約の効果が見られないと判断されたものについては、公募型プロポーザルや入札の実施など効果的な契約手法を検討されたい。

B 改善措置状況（報告者記入欄）

ご指摘の6事業について、以下の通り対応いたします。

・若年者就労体験事業

令和7年度では、過去の受講者への効果的なフォローアップを含め、継続的に実施することができるよう仕様書における指標等の修正に取り組んでおります。それを踏まえ、8年度以降は、プロポーザル方式による複数年契約の締結を検討し、7年度12月議会に債務負担を提出する予定です。

・起業サポート事業

女性に特化した過去の受講者との交流も行う連続型の起業支援セミナー事業は、市独自事業で、過去も含め受講された一定数の方々が、毎年、継続的に起業しており、市の掲げる目標値に大きく貢献しており、産業ビジョンに掲げる起業者数の目標指標を達成できている状況です。

今後も引き続き、参加者のコミュニティ化や過去の参加者の今後のフォローアップの観点を含め、起業者数増につながるかどうか等の適正な評価をしっかりと行い、それを踏まえ事業効果がみられないと判断した場合、効果的な契約手法を検討してまいります。

・多様な働き方推進事業

令和7年度に郵便入札を実施し、競争性・公平性を保ちながら事業実施しています。

・ガバメントクラウドファンディング実施に向けた伴走支援業務委託

契約の相手方は、クラウドファンディングにて多数の事業者を目標金額達成まで資金調達に導いた実績があります。また、商工会とも連携した事業を行っており、市と商工会とが連携しながらガバメントクラウドファンディングを実施できる唯一の事業者であるため、令和7年度は単独随意契約を行っています。7年度の実施状況を踏まえて、事業効果を確認しながら、それを踏まえ事業効果がみられないと判断した場合、今後の契約方式を検討していきます。

《様式2-1》

定期監査（市民環境部）に伴う改善要望事項

・中心市街地活性化推進事業タウンマネジメント委託業務

事業の性質上、継続性・連続性が必要不可欠な業務であるため、随意契約を行っています。事業効果といたしまして、現在契約している委託業者は、本市の中心市街地活性化のにぎわい創出に大きく貢献いただきしております、交流施設マチノマを拠点として、タウンマネージャーを中心にまちのプレイヤーの交流・活動が活発なところを、計画を認定する内閣府からも高評価をいただいております。

また、令和8年度に中心市街地活性化協議会の事務局移行を予定しているため、7年度では段階的な移行の取組として、4年度以前のように川西市中心市街地活性化協議会での契約に戻しました。今後の契約方式については、移行先とも相談し、事業効果等を勘案し、それを踏まえ事業効果がみられないと判断した場合、適切な手法を検討しながら、契約方式を決定していきます。

なお、過去に複数事業者と契約をする体制で委託実施し、事業のマンネリ化を防いでおりましたが、現在は1者との単独随意契約となっているため、今後の体制も含めて、あり方を検討します。

・まちなか滞留・実感調査及び商業施設等交流促進委託業務

中心市街地活性化推進事業タウンマネジメント委託業務と同様に、事業の性質上、継続性・連続性が必要な業務であるため、随意契約を行っています。

また、令和8年度に中心市街地活性化協議会の事務局移行を予定しているため、7年度では段階的な移行の取組として、4年度以前のように川西市中心市街地活性化協議会での契約に戻しました。移行先とも相談し、事業効果等を勘案し、それを踏まえ事業効果がみられないと判断した場合、今後の契約方式を検討していきます。

《様式2-1》

定期監査（市民環境部）に伴う改善要望事項

6 課におけるスケジュール管理等について [所管：文化・観光・スポーツ課]

A 改善要望事項

今回定期監査を実施するにあたり、監査資料を令和6年10月22日までに提出するよう課に依頼したところ期日に至っても資料の提出がなく、事務局からの催促の後10月31日に資料が提出された。

資料の提出が遅れた要因について確認したところ、課が所管するイベント業務が重複し業務が多く忙であったことや、人員不足等により、課内でのスケジュール管理が適正に行えていなかつたとのことであった。

適正にスケジュール管理を行うために、どの時期にどの程度の業務量が発生するのか業務棚卸を行うことで可視化するなど、スケジュールの管理と併せて年間の業務の平準化に努められたい。

また、業務を整理することで、適正に業務を遂行するためにどの程度の人員が必要かを精査し、慢性的なマンパワー不足に陥っているのであれば、部内や庁内で調整を行うなど、適正な業務執行のための対策を検討することが望まれる。

B 改善措置状況（報告者記入欄）

令和6年度はおもろ能（10月5日）、里山ファンラン（11月17日）、花火大会の残務処理及び決算（9～11月）、清和源氏まつりの実行委員会（9月27日・10月21日）などイベント業務と重複しており、また職員が育児休暇で1名欠員し、さらに体調不良により2名休暇に入った関係から、日常業務含めてスケジュール管理が出来ておりませんでした。

7年度は担当者を明確にしており、期日までに対応できるよう課長と協議の上、業務改善（朝礼のあり方の見直し、時間外ルールの徹底、事務処理の平準化等）やスケジュール管理を徹底して改善に努めています。

また、マンパワー不足時は部内または庁内で応援依頼を行うなど対策を検討いたします。

《様式2-1》

定期監査（市民環境部）に伴う改善要望事項

7 黒川里山センター使用に係る使用料減免について [所管：文化・観光・スポーツ課]

A 改善要望事項

「川西市黒川里山センターの設置及び管理に関する条例施行規則」（令和5年規則第12号。以下「規則」という。）第7条第2項において、使用料の減免を受けようとするものは、減免申請書を提出しなければならない旨が定められている。また、指定管理者と締結する「川西市黒川里山センターの管理に関する基本協定書」第9条では、指定管理者の業務として減免に関する業務を定めている。

減免を受けている利用者について減免手続を確認したところ、主に行政機関による利用に関して、規則で定められる減免申請書を徴取せずに使用料の減免が行われていた。

今後は指定管理者に十分な説明を行い、減免時には減免申請書を徴取することだが、定期的にモニタリング等を実施することで業務の実施状況を把握し、法令等を遵守した運営が行われていることを適宜確認するよう努められたい。

B 改善措置状況（報告者記入欄）

指定管理者に対して、本件定期監査後、減免について十分な説明を行うとともに、施設利用時、利用者に減免申請書を窓口で記入いただくよう指導を行い、実際に年度中から記入を行っています。

また、本件定期監査後、行政利用など、市から減免依頼書が発行されている場合は、施設利用時に減免依頼書の確認を行い、提出を求めるよう指導を行い、実際に年度中から提出されています。

現在、適正に対応しています。

8 指定管理者の運営に係るモニタリングについて [所管：文化・観光・スポーツ課]**A 改善要望事項**

課では複数の施設について、指定管理による運営（一部PFI事業による）を行っている。

「川西市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例」（平成17年条例第7号）第10条では、指定管理者は毎年度終了後2か月を限度として市長等が定める期間内に、その管理する公の施設に関する事業報告書及び収支決算書を提出すること、また、市は提出のあった事業報告書及び収支計算書について、専門的知識を有する者の評価を受けなければならない、と定められている。

評価の方法については、まず指定管理者が自己評価を行った後、指定管理者の自己評価を踏まえて市が評価を行い、指定管理者と市の評価を踏まえて、専門的知識を有する者による外部からの評価を受けることとしている。

課が管理する指定管理施設について、令和5年度の運営に対する評価を確認したところ、7年1月現在においても専門的知識を有する者による外部からの評価は行われていなかった。本来は決算処理の一環として適切な時期に全ての評価を完了して公表すべきであるが、業務が多忙であることや、引継ぎの不足等により業務が整理できておらず、実施できていないとのことであった。

モニタリングの実施は業務運営上の不備や不正の発見につながるだけでなく、市と指定管理者双方が改善点等を認識し、今後の運営に活かすうえで重要なプロセスであるため、事業完了後速やかに適正な方法で実施されたい。

B 改善措置状況（報告者記入欄）

令和7年3月15日付けで、外部評価を実施いたしました。また、4月14日付けで結果を市HPに掲載いたしました。

6年度においては、管理及び関係施設が22施設、指定管理者が6者、規模が大きいイベントが通年4つあり（6年度はおもろ能が追加され5つ）、さらにみつなかホールの水損事故や空調機の故障など突発的な事象もあり、業務が輻輳する中で対応に追われており、また、経験者の異動など十分な引継ぎが行えていない状況もあり、整理が進まないまま業務を行っておりました。そのため、担当者以外の職員にも改めて業務内容について共有しました。

また、7年度以降のモニタリングの実施について、各施設からは「川西市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例」第10条に記載の「指定管理者は、毎年度終了後2箇月を限度として市長等が定める期間内に、その管理する公の施設に関する事業報告書を市長等に提出しなければならない。」という内容に基づき、6年度の施設の利用状況や収支状況、利用者からの苦情・要望それに対する対処結果などについて、年間報告をいただくよう依頼しました。

加えて、提出された報告書を基に実施する評価（第1次評価）及び、専門的な知識を有する外部の方からの評価（第2次評価）を8月末までに実施完了し、9月中にはホームページで結果公表を予定しています。

今後は、モニタリングの重要性を認識した上で適正なスケジュールに基づき実施できるよう課全体で徹底してまいります。

《様式2-1》

定期監査（市民環境部）に伴う改善要望事項

9 東久代運動公園不法占用物撤去等に係る求償金について [所管：文化・観光・スポーツ課]

A 改善要望事項

東久代運動公園管理事務所南側の市占用地に放置されていた不法占用物について、課は令和3年度に行政代執行により不法占用物を撤去運搬及び処分した。撤去運搬及び処分にかかった費用約293万円については、不法占用者に対し費用の請求を行っているものの、未だ納付には至っていない。

課では現在財産調査を行うなど、収納に向けた取組を行っているが、今後も継続するとともに、必要に応じて弁護士等の専門家による回収を行うなど、確実な収納につながるような方策を講じられたい。

B 改善措置状況（報告者記入欄）

令和7年度中に金融機関の調査先を大手銀行だけでなく、地方銀行も調査し、また収入源になると思われる年金や売掛金等も調査し、新たな財産調査を実施していきます。

また、市税収納課や弁護士等とも相談し、確実な収納につながるように方策を講じてまいります。

10 課における適正な業務執行について [所管：文化・観光・スポーツ課]**A 改善要望事項**

今回定期監査を実施するにあたり、課における財務会計行為等を確認したところ、以下のよ
うな不適正な事務が散見された。

- ・同一の収入又は支出について、二重に調定処理又は支出負担行為が行われている事例
- ・スポーツ施設使用料について、本来事業者から報告される1か月分の利用実績を元に毎月
調定処理を行うべきものを失念していた事例
- ・東久代運動公園不法占用物撤去等に係る求償金について、年度当初に滞納繰越調定処理を行
うべきものを失念していた事例
- ・文書管理システムにおける決裁文書等について、修正前の事案について廃案処理がなされ
ておらず、同一の事案について二重の決裁行為が存在する事例
- ・支出負担行為書の簿冊について、同一の支出負担行為書が重複して綴られていたり、過年
度の支出負担行為書が綴られていたりするなど、書類の整理が適正でない事例
- ・川西市文化振興事業補助金について、令和6年9月に「川西市文化協会補助金交付要綱」
の改正手続を行い、補助金額算定の取扱いを変更したが、同要綱の施行日を4月1日に遡及
したため、既に交付済の補助金について、改正前の要綱を適用して補助金を算定していた事
例
- ・川西市スポーツ少年団補助金（本部）について、交付決定通知の日付は令和6年5月2日
付で発出されているが、申請書類の不備等により、交付決定に係る決裁文書は8月6日に起
案され、補助の交付対象となる事業の開催日（5月5日）より後に決裁行為が行われていた事
例

このような事務の誤り等は事務そのものが不適正であるだけでなく、不適正な事務により問
題が生じた場合に、その解決のために更なる事務負担が生じてしまう。

課では施設の管理やイベント開催等、多くの事業を管理しており、課内での引継ぎや業務の
整理が十分に行えていないと推察される。

限られたマンパワーで対応するために、業務を整理して課題等が生じている事務を洗い出し、
重大な課題が生じているものから改善を図るなど、適正に業務を遂行できるよう取り組まれた
い。

また、定例的な業務については業務に関連する要綱や財務規則等に基づき、チェックすべき
項目等を精査したうえで業務ごとにチェックシートを作成するなどして、事務を適正かつ遅滞
なく執行できるよう改善を図られたい。

B 改善措置状況（報告者記入欄）

令和6年度は、個人のノウハウと経験に頼っている部分が多く、休職や人員不足などのト
ラブルが発生した際、整理が進まないまま業務を行っておりました。7年度は引き続き業務を整
理し、課題を洗い出し、重大な課題について、順次解決に向けた取り組みを行っております。

例えば、スポーツ施設使用料の調定書処理を失念していた事例については、事業者から利用
実績が提出された後の手続きの流れを整理し、市から事業者に利用者の入金通知を一括して行
うことで、失念を防ぐ改善を図っています。また、これまで複数の入力作業が発生し時間を要
していたことについても、事業者からまとめてデータを徴収することで最低限の確認により調
定処理を行なうことが出来るように事務処理の改善を図っています。

なお、これまでこの事務処理の一部が市で行われていた状況がありましたが、本来は、指定
管理者において実施していただくべきものであることから、今後、適切な運営体制の構築に向
け、役割分担を再整理し、業務の円滑化を図っております。

定例的な業務に関しては、業務ごとでチェックシートを作成して事務を適正かつ遅滞なく執
行できるよう改善を行っていきます。

監査の概要

送付日	令和7年2月19日	整理番号	0625-0627
1 監査種別	定期監査（令和6年度）		
2 監査の対象期間	令和6年 4月 1日～令和6年 9月 30日		
3 監査の実施期間	令和6年10月22日～令和7年 2月 4日		
4 監査結果報告日	令和7年 2月19日		
5 改善通知受理日	令和7年 8月29日		
6 監査対象団体・部局	美化衛生部		

監査結果に伴う改善要望事項と改善措置状況

1 川西市一般廃棄物処理基本計画について

A 改善要望事項

市町村は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条第1項の規定に基づき、同法の目的である生活環境の保全と公衆衛生の向上を図りつつ、一般廃棄物の適正な処理を行うため、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画を定めなければならないとされている。これに基づき、市では、令和6(2024)年度から13(2031)年度までの川西市一般廃棄物処理基本計画（以下「基本計画」という。）を6年3月に改定し、公表（ホームページ）している。また、基本計画の実施のために必要な事業について定めた実施計画を毎年度作成し、公表（告示）している。

基本計画の概要は、基本理念を「ともに取り組み 目指そう 持続可能な循環型社会」として、長期的かつ総合的な方向性を示し、ごみ減量と循環型社会の形成を目標としている。この目標を着実に達成するために45の具体的施策のうち、5つを重点施策としている。

今後、基本計画の実行にあたっては、廃棄物処理を取り巻く状況変化、住民の要望等を踏まえた上で、収集・運搬の効率化、ごみの排出抑制・再資源化の推進等について十分検討するとともに、住民・事業者等の協力のあり方などについても検討されたい。

B 改善措置状況（報告者記入欄）

川西市のごみ排出量の状況としては、市民1人1日当たりのごみ排出量は近年の横ばい傾向から、令和4、5年度と減少しています。生活に直結する「燃やすごみ」の減量や再資源化は、これまでの市民の減量への協力により進んでいることから減量の余地が減少しており、そのハードルは上がっていると考えられます。

基本計画に掲げる目標の達成に向けては、これまで取組んできた分別やごみ減量・再資源化の啓発活動について紙媒体・SNSをより効果的に行うことと加えて、民間事業者の取組みと連携したさらなるリサイクル事業に着手していきます。

収集・運搬の効率化は、直営と委託事業者の役割について災害時の対応を念頭に置いた人員体制を構築しつつ、民間業者が得意とする分野を活用し、業務の効率化を検討していきます。

また、「指定ごみ袋による有料化」は目標値の達成に向けて有効な選択肢の1つであると考えており、6年度にアンケートやタウンミーティングの実施などの検討作業を行い、以下のとおり実施方針を決定しました。

- ・現在、市民1人1日当たりごみ排出量は減少傾向にあるため、8年度の実施は見送る
- ・基本計画のごみ減量目標値の達成状況を毎年度検証する
- ・基本計画は、本市のごみ排出状況やごみ減量の推移、国の動向や廃棄物行政をめぐる諸状況の変化を踏まえ、必要に応じて中間年度である9年度に見直す

《様式2-1》

定期監査（美化衛生部）に伴う改善要望事項

- ・計画に基づく減量・再資源化施策に取り組んだ上でも、1人1日当たりごみ排出量が増加や横ばい傾向になり、基本計画の目標達成が困難な状況になった場合、指定ごみ袋による有料化の実施に向けて進める
- これらのことを踏まえて、着実に計画を進めていきます。

2 前回定期監査時の改善要望事項等において改善が見受けられない事例について

A 改善要望事項

前回定期監査時の改善要望事項等について、現在の状況を確認したところ、以下のような改善できていない事例が散見された。

なお、令和5年度から環境衛生課から業務の移管を受けている。

- ・し尿処理手数料に関して、川西市税外収入金に係る督促手数料及び延滞金の徴収等に関する条例（昭和40年条例第32号）に定める督促手数料の徴収を行っていなかったことについて、具体的な検討に至っていなかった事例
- ・市が行う指定管理者のモニタリング項目の見直しができていなかった事例
- ・川西市斎場に係る指定管理者選定委員会会議の会議録について、市政情報コーナーに会議録を公表できていなかった事例

このような改善ができていないことについて、理由を確認すると、環境衛生課からの業務移管時に、監査委員からの改善要望事項等の引継ぎができていなかったことによるものであった。

監査委員から指摘を受けたことを重く受け止め、指摘事項の改善を図るとともに、監査委員から指摘を受けた事項については、確実に引継ぎを行わせたい。

B 改善措置状況（報告者記入欄）

【確実な引継ぎについて】

両者間で事務引継ぎが適正に行われていなかったことを真摯に受け止め、今後同じような事態が起こらないよう、受け手側である当課から引継ぎ側からの関係書類等の説明を必ず受ける手順で事務引継ぎを行うとともに、年度初めに指摘事項に対するチェック項目を事務分担表にも記載しスケジュール化していきます。

また、今回の定期監査で指摘を受けた事項に関して、衛生管理課のファイルサーバーに「監査引継ぎ事項」のファイルフォルダーを作成し、常に職員がアクセスできるようにしました。このフォルダーの中に指摘事項の改善ができていない点を特に「未改善事項」と示し、改善ができるまで引継ぎをするようにしています。

【指摘事項の改善について】

- ・し尿処理手数料における督促手数料の徴収に関しては、移管後において督促手数料を徴収するにはシステム改修が必要であったことから、具体的な検討にまで至っていませんでした。

過去の督促手数料：時効5年

令和4年3月31日まで1件70円、以降80円

現存する債権（過去5年分）については徴収を進めていきます。

・指定管理者のモニタリング項目につきましては、指定管理者側からの提案事項として上がっていた項目（防犯、事故防止、葬祭業者との連携及び情報共有）を令和7年4月に追加し利用者サービスの向上を図ることとしました。今後も必要に応じて見直しをおこないます。

・指定管理者選定委員会会議の会議録については、市政情報コーナーにおいて公表できていなかった件につきまして、今回も公開が滞っていましたので令和6年12月に対応しました。

3 残骨灰に含まれる有価物の取扱いの変更について

A 改善要望事項

残骨灰とは、火葬及び遺族が収骨を行った後に残された骨や灰のことであり、残骨灰には骨片や棺・副葬品の燃え残り、歯科治療などで用いられた金、銀、パラジウムといった有価物（希少金属）が含まれる。

残骨灰に含まれる有価物（以下「有価物」という。）の取扱いについて、従来は個人の尊厳や遺族の心情に配慮し、適正な環境保全処理と供養地への丁寧な埋葬を主眼として、市は有価物を売却しなかつたが、指定管理者と締結した「川西市斎場の管理運営に関する基本協定書」において、斎場の運営費用や炉の修繕等の費用に充てることを目的として、令和6年度から有価物の売却から得た収入はすべて市の歳入とする取扱いに変更されている。

6年度の有価物の取扱いに関する住民監査請求の際に、監査委員の意見として、「市はホームページなど市民に伝わる形で、残骨灰に含まれる有価物の取扱いを変更させた経緯やその詳細をわかりやすく説明し、理解を求めるとともに、残骨灰に含まれる有価物の売却収入を斎場の適切かつ安定的な運営と施設やサービスの充実に充てていくなど、この収入が市民の利益に繋がるよう利用者や市民へより丁寧な説明を尽くされたい。」と示している。

市においてはこれまで故人の尊厳や遺族の心情等に配慮してきたものの、審議会の意見や他の動向等を踏まえ、有価物の取扱いを変更した。しかし、ホームページを確認すると、変更した経緯とその詳細についての記載はない。

有価物の取扱いの変更は、遺族における残骨灰への心情を疎かにしてもよいということではないため、取扱いを変更した経緯とその詳細について丁寧に記載されたい。

また、ホームページでは、引き続き遺族感情や遺体への尊厳に配慮しつつ、収骨後の遺骨は、供養地への埋葬を行い、有価物を売却し得られた収入は、斎場管理運営費の財源として大切に活用するとした一連の流れを掲載し、市民から理解を求めている内容となっているが、一方、斎場の利用者に対しては、そのような一連の流れの説明はなく、有価物の売却に伴う収入を斎場の運営費用や炉の修繕等の費用に充てることについての説明もできていないため、チラシを配るなど、丁寧な説明を尽くされたい。

B 改善措置状況（報告者記入欄）

川西市では、これまでから収骨後の遺骨は遺族の心情や故人への尊厳に配慮し、福井県勝山市の清大寺で供養を行っており、令和6年度からは川西市斎場で火葬後に残る残骨灰に含まれる金・銀・パラジウムなどの有価物については、指定管理者が売却し得られた収益を全額市へ納入する取扱いに変更しました。

この変更は、火葬件数の増加に伴う斎場運営費や火葬炉の修繕費等の安定的な財源を確保することを目的としており、有価物の売却収益は、斎場の適正かつ安定的な運営、施設の維持管理、サービス向上等、市民及び利用者の利益に資する事業へ大切に活用させていただいているます。

また、監査委員からの指摘を踏まえ、市民や斎場利用者への説明として、次の対応を行いました。

①川西市ホームページにおいて、これまでどおり遺骨は引き続き供養地で丁寧に埋葬されること、変更の背景、取扱いの流れ、売却収益の使途に加え、有価物の内容、売却実績等の詳細を掲載（7年6月更新）することにより、遺族の心情や個人への尊厳に配慮しつつ、運営されていることを丁寧に説明しています。

②斎場利用者に対し、7年2月から収骨後の残骨灰に関する説明チラシを配布

【チラシの主な内容】

- ・遺骨は引き続き供養地で丁寧に埋葬されること
- ・残骨灰に有価物が含まれること
- ・6年度からの取扱い変更と理由
- ・収益の使途（斎場運営費、火葬炉修繕等）

《様式2-1》

定期監査（美化衛生部）に伴う改善要望事項

- ・運営は指定管理者制度に基づくこと
引き続き、透明性の確保と市民理解に努めながら、丁寧な情報提供を継続します。